

政務活動費に係る日程について

1 令和8年度前期（4月～9月）分の交付

(1) 提出書類（議会運営委員会終了後に配付）

- ア 政務活動費交付申請書
- イ 政務活動費請求書

(2) 提出期限 3月17日（火）午後5時

(3) 指定口座への振込日 4月10日（金）

2 令和7年度後期（10月～3月）分の収支報告書等の提出

(1) 提出書類

- ア 政務活動費収支報告書（後期分・通算）

※通算（4月～3月分）の収支報告書を併せて提出してください。

- イ 会計帳簿

- ウ 支出内訳

- エ 領収書等の証拠書類（原本）

※貼付用紙又は白紙の用紙に領収書を添付する際には、帳簿番号欄又は右上の余白に、会計帳簿番号を鉛筆で記入してください。

（点検が終了するまでは番号が確定せず、変更が生じるため）

(2) 提出期限（最終） 4月30日（木）午後5時

(3) 事前点検 4月15日（水）午後5時

ご希望の方は事務局庶務係へ提出してください。提出書類は、点検が終わり次第、随時返却いたします。

3 収支報告書作成支援ファイルの配付

令和8年度用のファイルは、4月初旬にメールにより各議員又は会派の会計担当者に配付いたします。

以 上